

次世代育成支援特定事業主行動計画

平成 1 8 年 9 月

黒川地域行政事務組合

I 総論

1. 目的

わが国における急速な少子化の進行は、消費の減少や労働力供給の減少等による経済成長率の低下の恐れや人口に占める高齢者の割合を高め、社会保障に係る現役世代の負担が増大し経済社会の様々な分野に大きな影響を及ぼすものであります。

これらの流れを変えるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が公布されました。この法律では、各地方公共団体や事業主などが各々の立場で地域における次世代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の形成を図ることを目的とした「特定事業主行動計画」を策定し、取り組みを進めることが義務付けられています。

本組合においても、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と家庭を両立させ、子育てをしていくことが出来る勤務環境の形成と、子どもの体験活動の支援を通じ子どもの健全育成を図るため、本行動計画を策定するものです。

2. 計画期間

平成18年10月1日から平成22年3月31日までの5年間（前期計画期間）

3. 計画の推進体制

- （1）次世代育成支援対策に関する研修・情報提供等を実施する。
- （2）仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供等を適切に実施するため、担当者の配置を行う。
- （3）各年度ごとに計画の実施状況を把握し、職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

Ⅱ 具体的な実施内容

1. 職員の勤務環境の形成

1) 妊娠中及び出産後における配慮

(1) 母性健康管理の観点から設けられている「特別休暇等制度」について周知徹底を図る。

【実施時期：平成18年度から】

(2) 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。

【実施時期：平成18年度から】

(3) 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

【実施時期：平成18年度から】

2) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

(1) 父親が子供の出生時に5日間の休暇を取得できるようにする。

【実施時期：平成18年度から】

(2) 子供の出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進（例えば、5日間程度）について周知徹底を図る。

【実施時期：平成18年度から】

3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

(1) 育児休業及び部分休業制度等の周知徹底を図る。特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知を図る。

【実施時期：平成18年度から】

(2) 妊娠を申し出た職員に対し、育児休業等の制度・手続きについて説明を行う。

【実施時期：平成18年度から】

(3) 定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底し、職員の意識改革を行うなど、育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気の醸成を図る。

【実施時期：平成18年度から】

(4) 育児休業を取得した職員が職場復職する際には、OJT研修等を実施し円滑に復帰できるように支援する。

【実施時期：平成18年度から】

(5) 部内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

【実施時期：平成18年度から】

◎以上のような取り組みを通じて、育児休業等の取得率を男性5%、女性80%とする。

【達成目標年度：平成21年度】

4) 超過勤務の縮減

- (1) 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

【実施時期：平成18年度から】

- (2) 定時退庁日を設定し、実施徹底を図る。

【実施時期：平成18年度から】

- (3) 各職員に業務処理計画表を作成させ、効率的な事務遂行を図る。

【実施時期：平成18年度から】

5) 休暇取得の促進

- (1) 職員が安心して年次休暇を取得できるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

【実施時期：平成18年度から】

- (2) 休日を組み合わせて年次休暇を取得する連続休暇の促進を図る。

【実施時期：平成18年度から】

- (3) 国民の祝日や夏期休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。

【実施時期：平成18年度から】

- (4) 子どもの看護を行う等のための特別休暇取得の促進を図る。

【実施時期：平成18年度から】

2. その他の次世代育成支援対策に関する事項

1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

- (1) 小中学校等の要請により職員を派遣し、火災予防や救急救命、ごみのリサイクル等に関する特別授業等を実施する。

【実施時期：平成18年度から】

- (2) 子ども・子育てに関するライブラリーをPTA等に紹介し、地域における子育て活動を積極的に支援する。

【実施時期：平成18年度から】

- (3) 地域の子どもの対象とした職場見学会を実施するなど、子どもとふれあう機会の充実を図る。

【実施時期：平成18年度から】

Ⅲ おわりに

本計画については、各部門ごとに計画書及び関係資料を配布し、職員への周知徹底を図っていきます。また、本計画を推進するにあたり、職員一人ひとりが次世代育成支援の視点に立って取組みをしていくとともに、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる職場環境を創りあげていくことが必要です。職員の創意と工夫により実効ある計画としていくため、職員並びに関係者の理解と協力を願うものです。